

設置期限は5月31日です!
「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか?

どうして設置が必要なの?

国は住宅火災における死者の主な原因が、就寝中の逃げ遅れであることから、住宅への火災警報器の設置を義務付けました。

すべての住宅は、ことし5月31日までに設置することが必要です。火災警報器は火災から命を守るために欠かせないものですので、自分のため、家族のために期限内に必ず設置しましょう。また自治会単位の共同購入など、火災警報器の設置促進へのご協力をお願いします。

どこに取り付けたいの?

基本的な設置場所は「寝室」ですが、2階以上に寝室がある場合は、「階段」にも設置してください。寝室がない階で、その階に7㎡(4.5畳)以上の部屋が5力以上ある場合は「廊下等」にも必要です。最近の火災警報器は、壁・天井どちらでも取り付けられるようになっています。詳しくは、消防局予防課にお尋ねください。※台所への設置義務はありませんが、本市では出火原因が多い台所にも設置することを勧めています。

取扱店は登録が必要なの?

本市消防局管内で火災警報器の販売、設置、交換を行う事業者は、市条例に基づき、消防局に登録する必要がありますので、ご注意ください。

☎消防局予防課 ☎23-9256

機器の給付について

本市では、次の①②を対象に火災警報器の給付事業を実施していますので、ご活用ください。

①在宅の寝たきりや一人暮らしなど支援を要するおおむね65歳以上の高齢者で、生計中心者の前年所得税額が非課税の人

⇒1世帯に火災警報器1個給付(無料)

②在宅の身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳A1・A2の人、精神保健福祉手帳1級の人で、火災発生の感知や避難が著しく困難な障がい者だけの世帯

⇒1世帯に火災警報器1個の購入補助(基準額15,500円までの1割は自己負担。また基準額を超える額は全額自己負担)

※入院中や施設入所者の場合は対象になりません。

☎①長寿社会課、②障害福祉課 ☎24-1111

慢性的な水不足の改善に向けて
シリーズ「石木ダム建設」①

本市には大きな河川がなく、地下水も乏しいことから、渇水時期に給水制限を実施するなど、以前から厳しい水事情があります。

本市が水道用水として、毎日取水できる権利を持つ水源(安定水源)は日量77,000㎡ありますが、市民の皆さんが使う水量は一日最大約107,000㎡で、約30,000㎡の水源が不足している状況です。

不足している水は、河川の流量が豊富な時だけ取水できる権利を持つ水源(不安定水源)で補っていますが、雨が降らない日が続くと河川の流量が減るため、取水できなくなります。旧市内のダム貯水能力は約75日分しかなく、河川からの取水ができなくなると、ダムの貯水率はたちまち減少します。

東彼杵郡川棚町に計画中の石木ダムでは、将来のことを考え日量4万㎡の新規水源を開発します。同ダムが完成すると、本市のダム貯水能力は約105日分となり、水事情が大きく改善されます。

☎水道局総務課 ☎24-1151

これからの環境行政へご意見を
市環境政策審議会の市民委員の募集

環境問題について、行政関係者や専門家などと意見交換を行い、環境政策の立案に取り組む同審議会の市民委員を募集します。

対象 20歳以上の市内在住の人で、年3、4回程度の会議(平日3時間程度)に参加できる人

募集人数 2人(選考あり)

応募方法 「これからの環境行政についてわたしが思うこと」を800字程度にまとめ、応募理由と住所、氏名、性別、生年月日、電話番号を書いて郵送(〒857-0851・稲荷町1-8)かEメール(kansou@city.sasebo.lg.jp)、ファクス(34-4477)、持参のいずれかで環境部総務課へ

募集期間 5月1日(金)～20日(水)当日消印有効

報酬 本年度は会議1回につき8,800円

任期 6月～平成23年5月(2年間)

☎環境部総務課 ☎31-6520



このページでは、市民の皆さんからの「お便り」「思い出の1枚」などを紹介します。本紙への感想、佐世保市への思いなど、たくさんのお声をお寄せください。「思い出の1枚」は、写真にまつわるお話と住所、氏名、電話番号を書いてお送りください。「広報クイズ」も右記あてにどうぞ。

あて先
〒857-8585 (住所不要)
佐世保市役所秘書課広報係
Eメール
hishok@city.sasebo.lg.jp



お便り

今回は、平成21年1月からスタートした「新しいごみ有料化制度」へのご質問に対する回答を、まとめてお知らせします。

(質問)

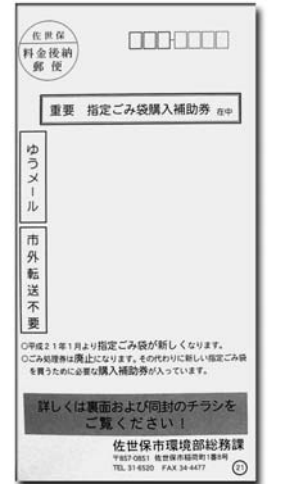
- ①購入補助券1枚で、何枚のごみ袋が買えますか?
- ②購入補助券が届いていないようですが...
- ③旧ごみ袋がなくなったので、旧ごみ処理券が余りました。どうしたらいいですか?

(廃棄物・リサイクル対策課からの回答)

- ①購入補助券1枚で、表中の①～④のいずれか1種類を買うことができます(価格は表のとおり)。同券がない場合には、袋代のほかにごみ処理手数料(全サイズ1組当たり840円)が必要です。

サイズ・枚数	販売価格(税込)	
	購入補助券あり(袋代だけ)	購入補助券なし(袋代+ごみ処理手数料)
①大袋(45ℓ)4枚	40円	880円
②中袋(30ℓ)6枚	48円	888円
③小袋(15ℓ)12枚	72円	912円
④ミニ袋(7.5ℓ)24枚	96円	936円

- ②購入補助券は、昨年11月末から12月中旬にかけて世帯主あてに送付していますので、右の封筒が届いていないか再度確認をお願いします。確認しても封筒が見つからなかった場合は、お調べしますので、廃棄物・リサイクル対策課にご連絡ください。



- ③緑色や青色の「有料ごみ処理券」は、購入補助券と交換できます。交換方法など詳しくは廃棄物・リサイクル対策課までお尋ねください。黄色の「無料ごみ処理券」は、日用品や購入補助券との交換を予定しています。詳細については、本紙6月号でお知らせしますので、捨てずに保管してください。

☎廃棄物・リサイクル対策課 ☎32-2428

広報クイズ

問題の○中に文字を入れてください。答えのヒントは、紙面の中にあります。

問題① ○○○○107周年を迎えた4月1日、市ではさまざまな分野で市政に功労があった101人と3団体を表彰しました。

問題② 多くの自治体で、地域住民などの参加を得て○○○○○の策定に取り組んでいます。

問題③ 江戸時代、天領長崎と平戸を結ぶ重要な航路であった○○○○。

※全問正解者の中から抽選します。紙面の都合上、発表は発送をもって代えさせていただきます。

プレゼント

図書カード(500円分)を10名さまに
※今月号からプレゼント(図書カード)数を増やしました。

応募方法

はがきまたはEメールに①答え②広報紙へのご意見③住所④氏名⑤年齢⑥電話番号を書いて5月22日(金)までに上記広報係へお送りください(1人1通)。

4月号の答え

- ①させぼ振興券(4月号9ページ)
- ②児童福祉(同17ページ)
- ③町内会(同23ページ)

3月号の応募状況

387通(正解368通・不正解17通・無効2通)
はがき340通・Eメール47通